



Title	<書評> Fred M. Frohock, "Healing Powers : Alternative Medicine, Spiritual Communities, and the State", The University of Chicago Press, 1992
Author(s)	中川, 輝彦
Citation	年報人間科学. 1996, 17, p. 265-269
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/9290">https://doi.org/10.18910/9290</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

◇書評◇

Fred M.Frohock

*Healing Powers :*

*Alternative Medicine, Spiritual Communities, and the State*

The University of Chicago Press, 1992

中川 輝彦

既存のアカデミックな医学に基づく治療への不満、宗教的治療、民間療法に対する関心、こうした背景のもと本書は執筆された。著者は宗教的治療や民間療法をオルタナティブ・メディシン(alternative medicine)と総称する。宗教的治療や民間療法はアカデミックな正統派医学(conventional medicine)の外ないしは周縁にあるからである。

本書はオルタナティブ・メディシンを社会の中に位置づける試みである。オルタナティブ・メディシンとは何か、オルタナティブ・メディシンの国家による規制はいかにあるべきか、を考察することが本書のテーマである。

人はそれぞれ異なった現実(reality)を生きている、というのが本書の基本的な前提である。オルタナティブ・メディシンや医学的治療は、特定の現実において行われる実践とされる。従って、著者は解釈学的人類学に似た方法をとる。オルタナティブ・メディシンや正統派医学の関係者を調査し、彼(彼女)らの言動をもとに物語(story)を語る、という方法が用いられる。

アメリカを舞台に、医学的な治療の現場から、ローマ・カトリック、福音主義、クリスチヤン・サイエンス、仏教的な瞑想を用いる宗教的治療まで、幅広く調査がなされる。テクストに散りばめられたインフォーマントの物語は、読者に様々な現実に接近させる機能を果たしている。インフォーマントたちの物語によって、読者はさまざまな治療の現場を知ることが出来る。

国家によるオルタナティブ・メディシンの規制の問題は、自由主

義 (liberalism) の立場から検討される。自己決定 (autonomy)、中立性 (neutrality) といった概念から解決が図られる。

著者にとって、自由主義とは多元主義 (pluralism) である。「共

同体における良い生を特定する一連の価値の外部にある規則や原理を用いることによって行われる統治」が自由主義の目指す統治である。いかなる現実を生きるか、に国家は基本的に干渉することは出来ない。国家は出来る限り特定の現実に偏ってはならない。そして、国家はさまざまな現実を生きる人々の共存を図つていかなければならない。このような立場を著者はとっている。

著者のような自由主義においては、患者の自己決定能力 (competence) が証明され、かつ、患者の意志決定によって第三者が利益を蒙らない限り、患者がオルタナティブ・メディシンを選択する」とは自由である。自己決定の原則が適用されるからである。

問題となるのは、患者の自己決定能力が欠如している、ないしは、疑わしいケースである。例えば患者が幼い子どもであればどうであろうか。両親は医学よりもオルタナティブ・メディシンによる治療を望んでいる。」のようなケースをいかにして処理すればいいのであろうか。著者は次のように問題提起する。「(a) 生命に関わり、(b) 治療を選択する個人の自己決定能力が十分に証明されないと、健康と治癒に関する非正統的な信条は国家による規制から守らるべきであろうか。」

著者は、国家がオルタナティブ・メディシンを規制することを容易に認めることができない。ある治療はそれに対応する現実におけるべきであろうか。」

る実践である。治療の選択とは生きる現実の選択なのである。いかなる現実を生きるべきか、原則として国家は個人に強制する」とが出来ない。

国家が規制を行わなければ問題は起きないのか、というとそうもいかない。著者は次の事例を挙げている。オルタナティブ・メディシンが患者の命に関わる失敗をおかした例である。2歳になる男の子が腹部の異常を訴えた。彼の両親はクリスチャン・サイエノスの信者であった。両親はクリスチャン・サイエノスの治療を行った。数日後、子どもは死亡した。死の直前、両親は子どもを医師のところに連れていたが手遅れであった。医学的な見地からすると、もっと早く医師のところに来ていたなら、子どもは助かっていた可能性がある。子どもに適切な治療を受けさせなかつたといふことで、両親には過失致死 (involuntary manslaughter) の疑いがかけられている。」うしたケースにおいては、多元主義の貫徹は生命の尊重という価値と矛盾してしまう。

多元主義にも生命の尊重にも矛盾しない原則を求めて、著者は、最善の治療を受けさせるという原則を検討する。患者や患者の関係者の関わる現実から見ても、医学的な現実から見ても、最善と見なせる治療を義務づける、という原則である。しかし、何が最善の治療か、を特定できない限り、この原則は適用できない。

アカデミックな医学をア・ブリオリに最良のものとみなす」とはできない、と著者は指摘する。確かに近年の外科技術の進歩、細菌性やウィルス性の疾患に対する医学の成果には大きなものがあ

る。しかし、歴史的に見ると、医学が他ならぬ医学自身の基準に照らし合わせてオルタナティブ・メディシンに劣るという事態がなかつたわけではない。また、医学的治療によつては治らずオルタナティブ・メディシンによつてはじめて治癒したインフォーマントのケースもある。医学とオルタナティブ・メディシンの優劣は容易には判断できない。それゆえ著者は医学とオルタナティブ・メディシンの比較を行う。

医学とオルタナティブ・メディシンの比較は、複数の現実にまたがつてゐる。現実が異なれば、合理性の基準も存在／非存在の線引きも異なる。例えば、医学的な現実においては、自然法則を超越した神の奇跡は存在せず、そうした奇跡を前提とした推論は非合理的である。一方、特定の宗教的現実においては神の奇跡は確固として存在しており、それを信じることは全く理にかなつてゐる。現代の医学や科学の大部分が自然法則の至高性を前提としている以上、医学とオルタナティブ・メディシンの主張は相容れない。両者の優劣の決着を付けようとするなら、前提となつてゐる現実の優劣の比較をせざる得ない可能性がある。しかし、著者は現実間の優劣をつけることができない。事が国家の規制に関わるからである。

オルタナティブ・メディシンが現代の医学や科学では説明のつかない治療効果をもつのかもはつきりしない、と著者はみる。理由は次の通りである。

オルタナティブ・メディシンによる治癒例というものは多數報告されている。本書にも多数の治癒の物語が収録されている。しかし、

こうした治癒例も自然治癒や事実誤認として説明がつくのではないのか、という疑問を排除することはできない。

オルタナティブ・メディシンの治療効果を医学や科学の角度から測定する、という試みも困難を抱えている。例えば、宗教的治療はしばしば集合的儀礼という形をとる。こうしたケースでは、暗示や催眠として説明のつく治療効果と医学や科学的説明の外にある治療効果とを分離することは難しい。また、いくつかの宗教的治療においては治療に懷疑的な人間の排除が治療の成功の必要条件となつてゐる。治療効果の測定者は、治療効果にたいして懷疑的にならざるをえない。こうした時も治療効果の測定は困難になる。

オルタナティブ・メディシンの治療と称するものの中にはいかさまも少なくない。いかさまの手口はいくつも明らかにされている。だからといって、全てのオルタナティブ・メディシンがいかさまである、とは決めつけられない。

このように必ずしも最善の治療が特定されるとは限らない、と著者は指摘する。では、自己決定の原則も適用できず、最善の治療も特定できないケースは、いかにして処理すればいいのであろうか。

残る自由主義の原則は中立性の原則である。しかし、中立性の原則も困難を抱えている、と著者は指摘する。何が中立かという判断は、判断の前提となる現実によつて異なつてくる公算が高いからである。

国家は特定の現実に偏らざるを得ないことを、著者は認める。結局、国家が医師の医学的判断に法的強制力を付与することを、著者

は承認する。この主張は自由主義に反しているように見えるかもしない。著者は、国家が医学的・科学的現実すなわち世俗化された現実に近い立場に立つこと認めたからである。

実はそうではない。著者は、多元主義と生命の尊重の対立を自由主義の範囲内で裁ききれなかつた訳ではない。国家の世俗的な現実への限定つきのコミットと医学的治療の強制は、自由主義の立場を擁護するために必要なのである。

著者は自由主義がいかにして多元主義を擁護しているか、を宗教的自由を事例に明らかにしている。本書の副題に宗教的共同体(spiritual community)という語が含まれているのは、オルタナティブ・メディシンと宗教の関連が深いからだけではない。宗教的自由を試金石に自由主義と多元主義の関連を明らかにする、という著者の意図が込められているからである。本文中でも6章において宗教的自由が議論されている。そこでは歴史的な経緯、宗教的自由の正当化のロジックが議論されている。

著者の立場からすれば、いかなる宗教にコミットするのかとは、いかなる現実にコミットするのかという問題である。宗教的自由とはコミットする現実の選択の自由なのである。自由主義は、自己決定の原則から宗教的コミットメントの自由を正当化する。

とはいっても何も規制がないわけではない。

宗教的な理由に基づいていても、殺人、人種差別、労働基準の逸脱などは法的に認められない。

そもそも宗教的自由の根拠となつてゐる自己決定の概念が、近代

の世俗化された現実を前提としている、と著者は指摘する。自己決定の主体は生物学的に生きている個人である。生物学的に生きている個人のみが意志をもつ、というのは普遍的な考え方ではない。死者の意志の存在を認める現実が存在しないわけではないのである。

また、個々人がそれぞれ意志決定を行う主体である、という考え方も普遍的ではない。例えば、他者や神との融合の可能性を認め重視する現実においては、意志決定の主体としての個人は確固たる実在ではない。世俗的な現実を前提にしなければ、自由主義は首尾一貫したイデオロギーとはなり得ない。このように著者は考へるのである。

自由主義は世俗的な現実に依存したイデオロギーである。世俗的なイデオロギーだからこそ多元主義の擁護が可能である、と言えるかもしれない。もし、国家が特定の宗教に荷担したなら多元主義は根底から掘り崩されるだろう。自由主義は、国家と宗教の分離を基礎づけ多元主義を擁護する有力なイデオロギーである。とすれば、限定された領域において国家が世俗的な現実に偏向するのは、多元主義の擁護からも必要である、と承認されるであろう。このように著者は考へるのである。

世俗的な現実において最高の権威を備えた治療体系は、アカデミックな医学である。世俗的な現実を前提とする限り、治療の知としての科学と医学を、著者は最も信頼している。

また、世俗的な価値基準においては生命は高い価値を備えている。はつきりとは述べていないが、自由主義の立場そのものに生命の尊

重という前提が備わっている、と著者は考へてゐる。自己決定の主体は生物学的に生きている個人である。自由主義が自己決定の原則を尊重するならば、その原則の前提である個人の生存を尊重しなければ首尾一貫しない。生命の尊重と自由主義の関係を考えているのである。

國家が医師の医学的判断に法的強制力を付与することを、世俗的な現実における生命の尊重と医学への信頼に基づき、著者は正当化する。

本書はアメリカ社会を念頭に執筆されている。しかし、オルタナティブ・メディシンの規制という本書の問題設定は、アメリカ社会にしか通用しない狭いものではない。わが国においても、「もののみの塔」の信者による子どもへの輸血拒否という事件があった。この事件は、本書の扱つてゐる問題と重なり合う。

本書は自己決定の原則の盲点を指摘した上で、自由主義の立場から首尾一貫した解決策を提示した。医療倫理の中核に自己決定の原則はある。本書は、その自己決定の原則の問題を指摘するだけではなく、問題の解決策をも提示したのである。

本書は正統派医学とオルタナティブ・メディシンの対立を、少々強調しすぎているようにも見える。正統派医学の中にはオルタナティブ・メディシンに通ずる部分が全くない、とするのは単純過ぎる考え方だろう。また近年、「癒し」「臨床の知」といった概念が一部では提唱され、近代的、世俗的な医学とは異なった医学を目指す動きがある。こうした動きは小さなものかもしれない。とはいへ、も

し、世俗的な現実から大きく医学が離脱するなら、オルタナティブ・メディシンと医学の対立に関する本書の議論は再考せざる得なくなるだろう。